

湖西市在宅ワーク就業支援事業業務委託仕様書

1. 業務名

令和7年度湖西市在宅ワーク就業支援事業業務委託

2. 契約期間

契約の日から令和8年3月31日まで

3. 事業目的

育児や介護、その他の理由により場所や時間に制約のある求職者に対し、柔軟な働き方を可能とする在宅ワークに関する知識やスキルの習得機会を提供することで、働く選択肢を増やし、市内に在住しながら就業できる在宅ワーカーの育成を図るとともに、市内在宅就業者及び就業希望者のネットワーク形成を支援し、継続的な就業機会の創出を目的とする。

4. 事業内容

(1) 在宅ワーク入門セミナー

事業の概要：在宅ワークに関心のある人を対象に、在宅ワークの基礎知識や業務内容、働き方のイメージを理解し、次のステップとして在宅ワークスキルアップセミナーへの参加を促すことを目的として開催する。

対 象 者：湖西市及び近隣市在住の求職者

開 催 方 法：対面及びオンラインのハイブリッド形式

開 催 回 数：全2回以上

(2) 在宅ワークスキルアップセミナー

事業の概要：在宅ワークに必要な知識やスキルの習得機会を提供し、受講者のスキルアップ及び知識の定着を図ることで、在宅ワークに関する不安や疑問を解消し、実際に就業に繋げることを目的として開催する。

なお、在宅ワークは、注文者から委託を受け、情報機器等を活用して自宅等で成果物の作成及び役務の提供を行う就労を想定する。

対 象 者：湖西市及び近隣市在住の求職者

開 催 方 法：原則、対面形式

※オンラインのみの開催を希望する場合は市と事前に協議のうえ開催すること。

開 催 回 数：全5回以上

そ の 他：①受講に必要なパソコン等の情報通信機器は、受託者が用意すること。

②参加者の希望に応じて、個別にキャリア相談や実践機会の提供等の必要な支援を実施すること。

③対面開催の会場においてインターネット環境が必要な場合は、受託者が用意すること。

(3) マッチング支援

事業の概要：在宅ワークに関心のある求職者が発注業者と適切にマッチングし、業務受託の機会を創出するとともに、成果物の作成や役務の提供が円滑に進むよう支援することを

目的として実施する。

なお、マッチング支援の手法については特定の方法に限定せず、マッチングイベントの開催や伴走型支援（個別の業務マッチング支援）、オンラインプラットフォームの活用など効果的な手法で実施すること。

対 象 者：湖西市及び近隣市在住の求職者

開 催 方 法：対面またはオンライン

(4) 個別キャリア相談会

事業の概要：就業を希望又は就労中の求職者に対し、キャリア形成に関する相談に対応するほか、就職に必要なスキルを身に着けるために必要なキャリアコンサルティングを実施する。

対 象 者：湖西市及び近隣市在住の求職者及び就労者

開 催 方 法：対面またはオンライン

開 催 回 数：2 コマ（50 分/コマ）×1 日以上

5. 実績目標

「4. 事業内容」の実施による就職者 10 名以上

6. 広報

(1) 各事業の参加者募集を目的に本事業を広く周知すること。

(2) 「4. 事業内容」中の(1)～(3)について事業毎にチラシ等の印刷物を作成すること。ただし、広報に係る印刷物のデザイン・印刷は受託者が負担すること。

7. アンケート及び業務実施報告について

各事業の参加者に対し、アンケートを実施すること。なお、アンケート項目等は市と協議のうえ決定すること。

また、各事業終了日から起算して 14 日以内にアンケートの集計及び業務実施報告書を提出すること。

8. 留意事項

(1) 成果の把握について

①本事業完了までに、本事業参加者のうち就労が決定した人数を確認すること。

②成果の把握は、参加申込受付時に連絡先を確認し、追跡調査を実施して行うこと。

③成果の記録、現状及び課題分析は業務報告書に記載すること。

(2) 対面開催の会場について

①原則、公共施設で開催することとし、委託契約後に市と協議のうえ決定すること。

②託児サービスを設けること。

(3) オンライン開催について

①オンラインでの配信がスムーズに行えるよう、受講者のサポートや進行の補佐を務めるスタッフを配置すること。

②オンライン開催のための機材・ツール等を手配すること。

(4) 関係書類について

①本事業に関する書類を整備し、契約期間終了日の翌日から起算して5年間保存すること。

②本事業終了後も、本市からの調査等に協力すること。

(5) 他機関との連携について

①必要に応じて、静岡県やハローワーク、近隣市町等の公的機関と連携すること。

(6) 雇用保険受給証について

①雇用保険受給証の発行に対応すること

9. 見積書について

見積書は「4. 事業内容」の項目ごとに予算額、積算内訳、積算根拠がわかるように作成すること。

10. 個人情報の取り扱いについて

受託者は本事業の遂行上知り得た個人情報については、湖西市個人情報の保護に関する法律施行条例、湖西市情報セキュリティポリシー及び別紙「個人情報の保護に関する取扱仕様書」に基づいて、適切に管理すること。

11. 著作権について

(1) 本業務の実施に伴う成果物の著作権については、湖西市に譲渡すること。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物についての著作権は受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

(2) 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり支障のないよう適切な措置を講じること。また万一何らかの著作権問題が生じた場合は受託者の責任により対処すること。

12. その他

本仕様書に関して疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ、これを解決するものとする。

以上